

## 月次総会議事録

令和5年（第7回）加古川市農業委員会月次総会  
令和5年7月14日（金）

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

### 出席委員

1 佃 辰雄	2 堀本 孝	3 藤田 昌秀
4 坂田 順子	5 田川 澄敏	6 山本 和由
7 岡本 善四郎	8 丸山 良作	<del>9 井郷 豊嗣</del>
10 三原 猛	11 馬田 禧紹	12 前田 祥道
13 藤本 毅	14 東田 富能	15 井相田 つや子
16 原 靖	17 佐伯 眞究	18 都倉 正

### 欠席委員

9 井郷 豊嗣

### 事務局

局長	桑山 隆	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主査	仲平 雅史		
農林水産課			
副課長	長谷川 幸平	農政係長	畑中 慎介
主事	河野 友博		

### 現地調査（西地区）

7月10日（月） 午前9時30分から

佐伯副会長、三原総務委員長代理、丸山委員、山本委員 事務局3名

### 現地調査（東地区）

7月10日（月） 午後1時30分から

佐伯副会長、三原総務委員長代理、佃委員、田川委員 事務局3名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和5年第7回の月次総会を開催いたします。  
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。  
委員定数 18名  
委員現在数 18名  
本日の出席委員数 17名  
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。  
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、7番 岡本 善四郎委員、8番 丸山 良作委員、両名よろしくお願いいいたします。

議長 それでは議事に入ります。  
議案第60号を議題といたします。  
議案第60号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。  
議案説明の前に、議案の修正をお願いします。議案書1ページ、1番の案件の備考欄に、使用貸借権設定と追記いただくようお願いします。  
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。  
それでは、議案を朗読いたします。  
議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求め  
ること。

1 野口町北野 [ ]、 [ ] 平米 外1筆、計 [ ] 平米。  
[ ] さんから、 [ ] さんへ。使用貸借権設定、新設農家。

2 八幡町上西条 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ]  
[ ] さんへ。

3 平荘町小畑 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] さ  
んへ。

4 志方町畑■■■■、■■■■ 平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

議案書2ページをご覧ください。

5 志方町横大路■■■■、■■■■ 平米 外1筆、計■■■■ 平米。■■■■さん 外1名から、■■■■さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。また、1番の案件は新設農家のため、聞き取り調査を実施しています。

つきましては、別紙審議参考資料1～2ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長       ここで、1番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

田川委員 議席番号5番 田川です。7月10日月曜日 午後2時50分より、佐伯副会長、三原総務委員長代理と私、事務局3名の合計6名で、議案第60号1番の借受人である■■■■さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。なお、貸渡人の■■■■さんは■■■■さんへの委任状が提出され欠席でした。

■■■■さんは農家の出身ではありませんが、ご主人が数年前にJA兵庫南が開催する育農塾に通われたことがきっかけで農業に興味を持ち、ご自身も楽農生活センターで研修を受けられました。生まれ育った加古川で耕作したいと農業団体長へ直接相談したところ、耕作が困難となっている農地の紹介を受け、今回の申請となりました。

楽農生活センターでは、トマトとイチゴの外、メロンや季節野菜の栽培を研修されたそうです。これから作付けしようとするソラマメや玉ねぎ栽培に取り組まれています。天候に恵まれず、納得のできる出来ではなかったようですが、スーパー等への販売までの一連の農業を経験されたそうです。また、研修ではトラクター等の農機具の扱いについても実習済で、権利設定に先立ち、直ちに耕作が開始できるようご自身で耕うんされたと伺いました。

聞き取りの中で、栽培作物の種類、販売先やトイレの問題に加え、農機具による事故や怪我には十分気を付けてほしいとお願いをしました。

研修の中で様々な経験をされていますが、用水の使い方や地域との関わりはこれから経験していかれることとなります。家族の理解・協力があるようですので、地域活動にも積極的に参加し、地域に馴染んで耕作が継続できるよう、見守っていきたいと思っています。

新設の農家として地域調和要件に問題はなく、営農計画にも問題はないと

思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。

議案第60号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第60号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第60号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第61号を議題といたします。

議案第61号の7件については、6月13日から7月3日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第62号を議題といたします。

議案第62号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書6ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 八幡町下村■■■■、■■■■平米 外2筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さん 外1名へ。住宅用地。建築許可申請併願。

2 平荘町里■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。露天資材置場用地。始末書添付。

3 平荘町磐■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。露天駐車場用地。

4 志方町高畑■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さん

へ。住宅用地。建築許可申請併願、使用貸借権設定。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料3ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

佃委員 議席番号1番 佃です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年7月10日、調査者は、佐伯副会長、三原総務委員長代理、田川委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第62号の1番。申請の土地の位置は上西条の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が水路・道路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、馬田委員、前田委員、八代醍推進委員、藤田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番から4番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

丸山委員 議席番号8番 丸山です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年7月10日、調査者は、佐伯副会長、三原総務委員長代理、山本委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第62号の2番。申請の土地の位置は里の中、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が道路、西が道路、南が道路、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。

次に、議案第62号の3番。申請の土地の位置は磐の中、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が宅地、西が道路、南が田、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。以上2件、地元立会委員は、都倉委員、岸本推進委員、来田推進委員でした。

次に、議案第62号の4番。申請の土地の位置は高畑の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が畑、南が道路、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、原委員、栗山推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第62号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第62号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第62号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第63号を議題といたします。

議案第63号の1件については、6月13日から7月3日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第64号を議題といたします。

議案第64号の11件については、6月13日から7月3日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第65号を議題といたします。

議案第65号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書11ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。

この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第65号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと。

1 上荘町国包■■■■■、■■■■■平米のうち■■■■■平米。■■■■■

■■■■■さん。農業用倉庫。事実確認のため。

2 西神吉町中西■■■■■、■■■■■平米のうち■■■■■平米。■■■■■

■■■■■さん。農業用倉庫。事実確認のため。

これらの案件について、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。  
まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

佃委員 議席番号1番 佃です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年7月10日、調査者は、佐伯副会長、三原総務委員長代理、田川委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第65号の1番。申請の土地の位置は国包の南。申請地には農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、馬田委員、前田委員、八代醍推進委員、藤田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

山本委員 議席番号6番 山本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年7月10日、調査者は、佐伯副会長、三原総務委員長代理、丸山委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第65号の2番。申請の土地の位置は中西の東。申請地には農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われま。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第65号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第65号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第65号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第66号を議題といたします。  
議案第66号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書12ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。  
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく

困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願ひ出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第66号 非農地証明願承認のこと。

- 1 上荘町見土呂■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成元年頃。
- 2 上荘町見土呂■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成元年頃。
- 3 志方町投松■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成12年11月頃及び昭和60年以前。
- 4 志方町西中■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■さん、平成5年頃。

全ての案件について定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

なお、1番及び2番の案件については、6月に農地法第5条許可申請があり定例現地調査を実施しておりましたが、その後に取り願が提出されました。その後改めて非農地証明願出がされましたが、現状に変更はないことから今月の現地調査は省略させていただいており、先月の定例現地調査班の堀本委員から現地調査報告をいただきます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番並びに2番の案件について、先月の西地区調査班の委員から報告をお願いします。

堀本委員 議席番号2番 堀本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年6月20日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、原委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第66号の1番及び2番。申請の土地の位置は見土呂の南、申請地の状況は雑種地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、井相田委員、藤野推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番並びに4番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

山本委員 議席番号6番 山本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和



5年7月10日、調査者は、佐伯副会長、三原総務委員長代理、丸山委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第66号の3番。申請の土地の位置は投松の東。申請地の状況は宅地及び道路となっており、申請どおりかと思われま

次に、議案第66号の4番。申請の土地の位置は西中の北。申請地の状況は原野となっており、申請どおりかと思われま

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第66号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第66号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第66号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第67号を議題といたします。

議案第67号の1件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第68号を議題といたします。

議案第68号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書14ページをご覧ください。恐れ入りますが、議案の修正をお願いいたします。議案番号1番の対象の土地の上から3番目、野口町水足[ ]番と記載しておりますが、正しくは[ ]番です。地番の修正をお願いいたします。

この議案は、改正農地法施行日、平成21年12月15日より前に相続税の納税猶予の適用を受けて、この度20年を経過しようとするもので、その利用状況を確認し税務署に報告するものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第68号 相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認のこと。

1 加古川町大野[ ]、[ ]平米 外2筆、

計 [ ] 平米。 [ ] さん。

2 野口町坂井 [ ]、 [ ] 平米 外 3 筆、計 [ ] 平米。 [ ] さん。

3 尾上町池田 [ ]、 [ ] 平米 外 3 筆、計 [ ] 平米。 [ ] さん。

いずれの案件につきましても、地元委員により、対象農地を自ら所有し、自ら耕作しているとの報告を頂いております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第 68 号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第 68 号について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第 68 号について、原案のとおり、加古川税務署に利用状況を回答することに決定いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第 69 号を議題といたします。

議案第 69 号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の河野と申します。農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第 69 号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書 16 ページ、審議参考資料 6 ページをご覧ください。農用地利用集

積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける者の数1戸。農地の中間的受け皿となる者の数0戸。貸し手に当たります、利用権を設定する者の数5戸。筆数6筆、面積5,772平米です。

続きまして、17ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書18ページの各筆明細をご高覧ください。

なお、すべての案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料6ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案朗読及び説明は終わりました。議案第69号について、ご意見を承ります。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。先ほど利用権の設定についてご説明があったところです。まず、今回設定される6筆については、新規ということでしょうか。それと、最後のページの備考欄の少し前、何も表示していないのが、いわゆる中間管理機構を通さない、個別の利用権設定ということで理解してよろしいでしょうか。それから、■■■■さんは認定農業者であり、乗馬クラブ並びに牧草の経営という兵庫県でも1例しかない経営形態かと思えます。現在の経営状況とか、新たに牧草をたくさん作られる計画と推察されるのですが、事務局の方で掌握されておればご説明をお願いします。よろしくをお願いします。

議長 農林水産課、いかがですか。

農林水産課 3点ご質問があったかと思えます。まず1点目、こちらの利用権設定については、すべて新規で受け付けております。2点目、議案書18ページの備考欄の隣の農地の中間的受け皿となる者のところについては、中間的受け皿、今回については農地中間管理機構を通じていない相対による利用権設定のため、空白となっています。3点目につきましては、毎年■■■■様の耕作されている農地については、補助事業の関係でも現地確認をさせていただいて、経営の方も頑張られているのかなというところで、加古川市としても支援しているところです。以上です。

藤本委員 経営の方は順調にいらっているということですね。牧草を栽培して乾燥して梱包するという、大型機械をかなり導入されておったので、販売しているものではなく、自分ところの経営の中でやっていくということで、経営の方も機会があれば、5年ごとの更新ではありますが、また補助事業もされている

ということですから、そのようなことも観察されながら経営支援にあたっていただければと思います。以上です。

議長       ほかにご質問等はありませんでしょうか。

意見なし

議長       ほかにご意見がないようですので、議案第69号について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長       異議なしと認めます。議案第69号について、原案のとおり決定いたします。

議長       皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻   午後2時7分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和5年7月14日

署名委員（7番）

署名委員（8番）